

市街化調整区域内で店舗等への用途変更を可能とする区域



市街化調整区域内で空店舗等の用途変更を可能とする区域(鳥取県開発許可等の基準に関する条例に規定する「幹線道路沿いの区域」)を、麦垣町字川向前(新屋町交差点)から佐斐神町字砂浜(空港入口交差点)までの国道431号西側路肩沿いの区域とする。(建物等の敷地が国道431号に接しているものとする。)